

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和3年4月28日(水)
担当課	健康福祉部児童福祉課
電話	0791-64-3153

報道機関各位

低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)の支給について

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、下記のとおり「低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」を支給します。

記

1 支給対象者

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- (2) 児童扶養手当を受給していない公的年金給付等受給者のうち、支給要件に該当する者
- (3) 児童扶養手当を受給していない家計急変者(新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し収入が減少した者)のうち、支給要件に該当する者

2 対象児童

18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童、又は令和3年4月時点(上記の支給対象者(1)(2))もしくは申請時点(上記の支給対象者(3))で20歳未満の特定の障害がある者

3 給付金 児童1人当たり一律5万円

4 支給方法

- (1) 上記の支給対象者(1) (支給対象者数:521人、対象児童数:821人)
申請不要(通知日:令和3年4月27日、支給日:令和3年5月7日)
- (2) 上記の支給対象者(2)(3)
申請必要(申請後約3週間後に支給、申請期間:令和3年4月28日～令和4年2月28日)

※詳しくは、市ホームページ「低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」をご覧ください。